

募 集 案 内

会計年度任用職員（外国語指導業務）

宇都宮市では、市内小中学校における外国語科などの学習の充実のため、会計年度任用職員（外国語指導業務〈Assistant Language Teacher〉）を募集します。

1 職種 会計年度任用職員（外国語指導業務）

2 応募資格

- (1) 英語圏諸国等の、英語を第一言語とする国の出身であること
- (2) 大学卒業以上の学歴を有すること
- (3) 日本国内において学校等での英語指導経験があるか、または英語教授法の免許を有すること
- (4) 小中学校の児童生徒及び教員と積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を有すること
- (5) 小学校教員と日本語で授業の打合せができる程度の日本語能力を有すること
- (6) 宇都宮市内及び近隣に居住、または居住予定で、市内全域に通勤可能であり、日本国内での生活を支障なく営むことができること
- (7) 禁固以上の刑に処せられたことがないこと
- (8) 宇都宮市職員として懲戒免職の処分を受けていない、または当該処分の日から2年を経過していること
- (9) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に設立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成していない、またはこれに加入していないこと

3 職務内容

- (1) 中学校における外国語授業の補助業務
- (2) 小学校における外国語活動及び外国語授業の補助業務
- (3) 教材作成の補助業務
- (4) 外国語能力コンテスト等への協力業務
- (5) 日本人教員に対する現職研修の補助業務
- (6) 特別活動及び課外活動への協力業務
- (7) 宇都宮市教育委員会会計年度任用職員（学校教育課外国語指導業務）相互の資質向上に係る業務
- (8) 宇都宮市教育委員会主催英語教育事業への協力業務
- (9) 前各号に規定するものほか、所属長又は校長が必要と認めること

4 勤務条件

- (1) 任用期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
※採用後、1か月間は条件付採用期間となります。
- (2) 勤務日 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
- (3) 勤務時間 1日7時間勤務（原則8時30分～16時30分）
※原則、所定時間を超える労働はありません。
- (4) 報酬 月額280,000円（本年度実績）
※ただし共済組合短期給付、厚生年金保険、雇用保険に加入し、報酬から差し引かれます。
※自宅から勤務場所までの距離によって、交通費が支給となります。
※上記の金額は、条例等の改正に伴って変更する場合があります。
- (5) 休暇 有給休暇年間10日、傷病休暇年間20日（予定）

5 勤務場所 宇都宮市立の小・中学校

6 採用人数 20名程度

7 応募方法

(1) 提出書類

- ①履歴書及び志望にあたっての考え方（所定の様式）
- ②パスポート及び在留カードの写し
- ③大学の卒業証書の写し
- ④以前の職場、または勤務していた学校の推薦状（提出可能な場合のみ）
- ⑤長3型返信用封筒1通（宛先を明記の上、180円切手を貼ってください。）

※ ①の様式は、宇都宮市のホームページからダウンロードすることができます。また、宇都宮市教育委員会事務局学校教育課でも配付しています

※ すでに他の事業所で就労しており、かつ、本市で採用されてもその就労を継続する意向の場合には、申込み時に「就労証明書」を提出してください。

※ 提出書類は返却しません。

(2) 提出先

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市教育委員会事務局 学校教育課

電話番号 028-632-2733

※郵送の場合は、市役所13階学校教育課窓口まで

8 応募締切日 令和8年1月16日（金）〈必着〉

9 選考方法 書類審査と面接

10 選考日時 令和8年1月24日（土）

※面接時間等、詳細については、受験者本人宛、別途通知します。

11 選考結果

- (1) 受験者宛、郵送で通知します。
- (2) 結果についての電話等による問い合わせには応じません。

12 その他

- ・会計年度任用職員は、一般職として地方公務員法の各規程（服務の宣誓、守秘義務、職務専念義務、人事評価、懲戒処分等）が原則適用になります。
- ・予算の議決等の理由により、募集する職が設置されない場合や職が廃止された場合等は、任用されないことがあります。
- ・学歴、職歴、資格、犯罪歴その他の重要な経歴の詐称があるときは、合格・採用を取り消すことがあります。
- ・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基

づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本市の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

・このため、予め、採用選考過程において、申込書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。また、同様に面接時等に確認することがあります。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

13 問合せ先

宇都宮市教育委員会事務局 学校教育課 指導グループ (TEL 028-632-2733)

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十二条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十二条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの